

令和 8年 3月 2日

姫路市生活衛生関連施設燃料価格高騰給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の生活衛生関連施設が燃料価格の高騰により受ける影響を緩和し、事業継続を支援するため、姫路市生活衛生関連施設燃料価格高騰給付金（以下「給付金」という。）について、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者及び支給対象施設)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 姫路市保健所長から公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けた者
- (2) 姫路市保健所長からクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2の規定による確認を受けた者

2 給付金の支給の対象となる施設（以下「給付対象施設」という。）は、次に掲げる給付対象者の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

- (1) 前項第1号に掲げる者 次のいずれにも該当する施設
 - ア 市内に設置する姫路市公衆浴場法基準条例（平成24年姫路市条例第70号）第2条第1号に規定する一般公衆浴場（以下「一般公衆浴場」という。）であること。
 - イ 令和7年4月1日から第4条の規定による給付金の申請の日（以下「給付金申請日」という。）までの間、継続して一般公衆浴場に係る事業を営んでいること。
 - ウ 令和7年4月から令和8年2月まで間の任意の月において、事業に要した電気、ガス（都市ガス、プロパンガス、LPG（液化石油ガス）、LNG（液化天然ガス）及びCNG（天然ガス）をいう。以下同じ。）及び燃料油（ガソリン、軽油、重油及び灯油をいう。以下同じ。）の料金（これらを販売する目的

で購入した場合の費用を除き、消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)が5万円以上であること。

(2) 前項第2号に掲げる者 次のいずれにも該当する施設

ア 市内に設置するクリーニング所（クリーニング業法第2条第4項のクリーニング所をいう。）であって、洗たく物の洗たくをするもの（以下「一般クリーニング所」という。）であること。

イ 令和7年4月1日から給付金申請日までの間、継続して一般クリーニング所に係る事業を営んでいること。

ウ 令和7年4月から令和8年2月までの間の任意の月において、事業に要した電気、ガス及び燃料油の料金が5万円以上であること。

3 前項の規定にかかわらず、事業の実施内容、継続性等を勘案し、給付金を支給することが適当であると市長が認める場合は、給付対象施設とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者とならない。

(1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 法人が罰金の刑に処せられた場合又は個人が拘禁刑以上の刑に処せられた場合は、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

(3) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令若しくは同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた者又はその必要な措置が完了した日若しくはその納付が完了した日から1年を経過しない者

(4) 本市の市税に滞納又は未申告がある者

(5) 公衆浴場法第7条第1項又はクリーニング業法第11条の規定による処分を受け、その処分のあった日から3年を経過しない者

(6) 前各号に掲げる者のほか、給付金の趣旨に鑑み、給付金を支給することが適切でないと市長が認める者

(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、施設ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 一般公衆浴場 10万円

(2) 一般クリーニング所 5万円

(給付金の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 姫路市生活衛生関連施設燃料価格高騰給付金支給申請書兼請求書（別記様式）

(2) 事業に要した電気、ガス及び燃料油の料金を示すもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(給付金の審査)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の過程で疑義が生じた場合、申請者に対して、検査し、又は報告を求めることができる。

3 市長は、申請者に対し、前項の疑義に係る是正を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による是正が前条に規定する市長が別に定める期間内に行われない場合は、前条の規定による申請を却下することができる。

(給付金の支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定により審査し、給付金の支給の可否を決定し、その内容を規則第5条第2項に規定する補助金等交付可否決定書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の決定を行った場合は、速やかに申請者に給付金を支給するものとする。

(給付金の返還等)

第7条 市長は、前条第2項の規定による支給を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、期限を定めて、給付金の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により給付金の支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が給付金の支給が不適當であると認めるとき。

(補則)

第8条 この要綱の定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

別記様式(第4条関係)

姫路市生活衛生関連施設燃料価格高騰給付金支給申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)姫路市長

申請者

住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の役職と氏名)

姫路市生活衛生関連施設燃料価格高騰給付金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請し、及び請求します。

補助年度 年 度	補助金等の名称 姫路市生活衛生関連施設燃料価格高騰給付金
営業施設の名称	
営業施設の所在地	
<p>次の内容を確認の上、当てはまるものに☑を入れてください。 (以下、要綱とは、姫路市生活衛生関連施設燃料価格高騰給付金支給要綱をいう。)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請・請求する給付金は10万円です(申請者:要綱に規定する一般公衆浴場営業者)。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請・請求する給付金は5万円です(申請者:要綱に規定する一般クリーニング所営業者)。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和7年4月1日から現在まで、継続して市内で事業を営んでおり、引き続き市内で事業を継続します。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和7年4月から令和8年2月までのうち、任意の1月における事業に要した電気、ガス(都市ガス、プロパンガス、LPG(液化石油ガス)、LNG(液化天然ガス)及びCNG(天然ガス)をいう。)及び燃料油(ガソリン、軽油、重油及び灯油をいう。)の料金(これらを販売する目的で購入した場合の費用を除き、消費税及び地方消費税を含む。)が5万円以上です。</p> <p><input type="checkbox"/> 次項(裏面)の記載事項全てに誓約・同意します。</p>	

誓約・同意事項

「姫路市生活衛生関連施設燃料価格高騰給付金（以下「給付金」という。）」の申請に当たり、給付金の申請要件を全て満たしており、かつ、次の内容について誓約・同意します。

- 1 要綱第2条第4項第1号から第5号までに掲げる者に該当しません。
- 2 本市が上記のことを確認するために必要な事項を警察署その他公的機関に必要な情報を提供し、照会する場合があることに同意します。
- 3 申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。給付金支給後に申請内容に虚偽が判明した場合は、支給された給付金の全部を返還します。
- 4 偽りその他不正の手段により給付金が支給され、姫路市が特に悪質と認める場合には、姫路市が警察に刑事告訴等を行い、営業者名を公表することに同意します。
- 5 申請内容について、姫路市等から問い合わせ、現地調査、是正のための措置を求められた場合は、誠実にこれに応じます。
- 6 給付金の支給事務を処理するために必要な範囲で、姫路市が申請情報を利用することに同意します。
- 7 申請の審査過程において、姫路市が必要に応じ、支給情報、営業許可の有無や欠格事項の有無の確認のために、国、兵庫県、警察署、税務署等の関係官署に対して、申請情報を提供し、照会することに同意します。
- 8 国、警察署、税務署等の公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、姫路市が給付金の申請情報を提供することに同意します。
- 9 申請内容に不備があり、姫路市が定める期間までに、その不備が修正されない場合は給付金が支給されないことに同意します。
- 10 提出した申請書類について、いかなる場合も返却を求めません。

添付書類

- 1 令和7年4月から令和8年2月までのうち、任意の1月における事業に要した電気、ガス等の料金がわかるもの（請求書の写し等）
- 2 相手方（債権者）登録申出書（業者登録以外の団体用）